

2023新・短答完璧講座及びスタンダード短答オープンガイド

短答・論文の同時攻略と短答本試験過去問の潰し方

—2023年対策短答過去問パーフェクト憲法・民法・刑法重要問題一覧一挙公開—

辰巳専任講師・弁護士

本多 諭 先生

辰巳法律研究所

<目次>

- ◆ 短答合格F I L E民法 時効…………… P. 1
- ◆ 短答合格F I L E民法 売買の契約不適合責任…………… P. 24
- ◆ 2023年対策短答過去問パーフェクト憲法・民法・刑法 重要問題一覧…………… P. 35
- ◆ 2023司法試験スタンダード短答オープン（第1クール）民法1第4問…………… P. 39

【本講義の趣旨】

1 短答・論文同時攻略には基本的基礎的知識・理解が重要！

短答式試験は、「…その出題に当たっては、法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない」（「司法試験の方式・内容等の在り方について」平成30年8月3日司法試験委員会決定）とされています。他方、論文式試験は、「…民法上の問題についての基礎的な理解を確認し、その応用を的確に行うことができるかどうかを問う…」（令和4年司法試験の採点実感（民事系科目第1問））などとされています。このように、**短答と論文式試験は、基本的基礎的な知識・理解を問うことで共通**しており、また、条文、判例などの細かな知識を問う短答式試験は、論文式試験にも直結します。

2 基本的基礎的知識・理解の確認には新・短答完璧講座が最適！

この点、新・短答完璧講座は、短答対策に必要な基本的基礎的な知識・理解を習得できるように丁寧に講義することから、**短答のみならず論文対策にもなる内容**です。

そこで、今回は、民法（債権法）改正関連で短答式試験と論文式試験ともに問われる可能性がある、時効と売買の契約不適合責任に関して、**新・短答完璧講座のテキストである短答合格F I L Eの該当部分を用いて講義**します。担当講師は、受講生の立場に配慮した分かりやすい講義で人気の**辰巳専任講師・弁護士の本多諭先生（新・短答完璧講座民法担当）**です。

3 短答本試験過去問の蓄積とその対策

現行司法試験が開始されてから既に10年以上が経ち、予備試験も含め**膨大な本試験過去問が蓄積**されています。そこで、受験生の皆様の学習の便宜のため、辰巳法律研究所教材グループが作成し、辰巳専任講師・弁護士の福田俊彦先生が監修された「**2023年短答過去問パーフェクト憲法・民法・刑法 重要問題一覧**」を公開致します。

4 重要問題一覧を用いた短答対策の一例

これに関しては、この一覧作成者が本多先生の講義後に説明致しますが、**①この一覧掲載の問題文を見たら直ぐに解答を見て理解出来ていない知識を把握する→②前回理解出来ていない問題を中心に解く→③スタンダード短答オープンなどの模擬試験で自身の実力を確認する→④模擬試験の復習の際に間違えた問題の解説のほか関連本試験過去問も確認する→⑤本試験直前にこの一覧掲載問題を確認する**、という順に学習されれば効果的かと思います。

※ また、司法試験及び予備試験スタンダード短答オープンの受講生の皆様には、この一覧の出題年・出題番号付の資料を受講者特典マイページで公開する予定です。なお、予備試験短答式試験の商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法に関しては、予備試験短答式試験の高い難易度に鑑み、できれば全ての本試験過去問を潰されることをお勧めします。

司法試験及び予備試験受験生の皆様の学習の便宜となれば幸いです。

【短答合格FILE民法 時効】

1-7

第7章 時効

【時効総論】

一 時効制度の意義

時効は、一定の事実状態が永続する場合に、それが真実の権利関係と一致するか否かを問わず、そのまま権利関係として認めようとする制度である。大きく分けて、①権利が消滅する消滅時効と、②権利が取得される取得時効の2つの類型がある。

二 時効制度の趣旨

- 1 長期間継続した社会秩序の維持
- 2 時間の経過により困難となる証拠保全の救済
- 3 権利の上に眠る者を保護せず

このうち、1が主たる理由で、2・3が副次的な理由とするのが通説である。

三 ☆（論点）時効の法的構成（145条の解説参照）

A説 実体法説

162条、166条の文言に忠実に、時効制度を権利の変動を生じる実体法上の制度と捉える。

B説 訴訟法説

145条を拠り所に、時効制度を訴訟法上の証拠に関する制度と捉える。

四 時効と類似の制度

1 除斥期間

一定の期間内に行使しないと権利が消滅するという制度であり、一定の権利についてその権利関係を速やかに確定することをその趣旨とする。

(1) 消滅時効との違い

- ① 当事者の援用（145条）不要。
- ② 更新（147条等）がない。
- ③ 起算点は権利の発生時（消滅時効ならば、権利行使することができることを知ったとき又は権利を行使することができることから（166条1項、2項））。
- ④ 遡及効がない（消滅時効ならば、遡及効あり（144条））。

(2) 消滅時効との判別

民法上除斥期間の語句は存在しないため、法律が権利行使の期間を定めている場合に時効と見るか除斥期間と見るかは、権利の性質や規定の趣旨から実質的に判断すべきである。

※ 除斥期間とされる例

① 形成権（取消権・解除権）

〔理由〕 形成権は、いったん行使されれば法律関係の変動を生じしめそれ自体としては消滅する権利であり、行使による更新を考える必要はないから。

② 請求権につき短期の期間制限がある場合

→ ex. 193条、195条、600条

③ 長短2つの期間制限がある場合（126条、426条、884条など）のうち、長期の消滅期間

〔理由〕 これらは、長期の期間の経過により、絶対的に取り消し得ないものとして、法律関係を確定させる趣旨だから。

2 権利失効の原則

権利者が信義に反して権利を長く行使しないでいると、信義則上、その行使が阻止されるという原則である（最判昭30. 11. 22）。一定の期間が定められているわけではない点に特徴がある。
→ 1条の解説参照

形成権の主な例

- | |
|--|
| ① 取消権（120条） |
| ② 条件成就又は不成就の妨害に対して条件成就又は不成就とみなす権利（130条） |
| ③ 期限の利益喪失約款に基づく債権者による弁済期の変更権（最判昭42. 6. 23） |
| ④ 根抵当権の極度額減額請求権（398条の21） |
| ⑤ 根抵当権の消滅請求権（398条の22） |
| ⑥ 供託物の取戻権（496条1項） |
| ⑦ 解除権（540条、最判昭56. 6. 16） |
| ⑧ 売買予約完結権（556条1項、大判大10. 3. 5） |
| ⑨ 地代等増減請求権（借地借家法11条） |
| ⑩ 建物買取請求権（借地借家法13条・14条、最判昭42. 7. 20（借地法10条）） |
| ⑪ 借賃増減請求権（借地借家法32条、最判昭32. 9. 3（借家法7条）） |
| ⑫ 造作買取請求権（借地借家法33条） |
| ⑬ 遺留分侵害額請求権（1046条1項） |
| ⑭ 白地小切手の補充権（最判昭36. 11. 24） |

《過去問チェック》79

1-7-1

第1節 総則

第144条（時効の効力）《司法R1-5》

時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

【趣旨】

本条は、時効の効力発生時期を過去にさかのぼらせることで、永続した事実状態の尊重という時効の趣旨を徹底させる。

【ポイント】

一 ☆（論点）本条の意義

A説 実体法説

時効は本来権利の得喪を生じるものだから、時効完成の効果も将来に向かってのみ効力を生じるはずである。しかし、そのように考えると、起算日より時効完成日に至るまでに種々の錯綜した法律関係が生じてしまう。そこで、本条は特に時効の効力を遡及させてこの難点を避けたものである。

B説 訴訟法説

時効は本来正当な権利関係を反映しているはずのものだから、遡及効は時効の性質から当然の規定である。

二 「起算日」

起算日を、取得時効の場合は占有を開始したとき（162条）、消滅時効の場合は権利行使することができることを知ったとき、又は権利を行使することができるとき（166条1項、2項）からとした上で、起算点を固定し、また、初日不算入（140条）の原則を採用するのが判例（大判大6.11.8）・通説である。これに対しては、裁判上時効が問題となっている時から逆算した期間で足りるという見解もある。この争いは取得時効と登記の論点に関わるので、177条の解説で詳説する。

三 遡及効

1 取得時効の場合

- (1) 時効取得者に、時効期間内に生じた果実を収取する権限がある。
- (2) 時効取得者が時効期間内になした目的物の処分は有効となる。
- (3) 時効期間内に生じた目的物への侵害に対する賠償請求権は時効取得者が取得する。

2 消滅時効の場合

時効期間内の利息（及び損害金）を払う必要はない。

- ※ 時効消滅した債権による相殺は可能（508条による例外）

《過去問チェック》80

第145条（時効の援用）《司法H23-6、26-19、28-5、R4-5、予備R3-8》

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

【趣旨】

本条は、時効の効果を裁判所が職権をもって判断できるかという問題について、取得時効・消滅時効を通じて当事者の援用を必要とする旨を規定する。消滅時効における当事者（時効援用権者）については、その範囲がかっこ書で明記されている。

その趣旨は、時効の利益を享受することを潔しとしない当事者の意思の尊重にある（良心規定）。

【ポイント】

一 ☆ （論点）援用の性質と時効学説

A説 確定効果説

時効の完成によって権利の得喪は確定的に生じ、援用は訴訟上の攻撃防御方法（訴訟上の請求を基礎付けるための判断資料の提出）にすぎない。

B説 不確定効果説（最判昭61.3.17、百選I41事件）

時効の完成によって権利の得喪が生じるが、その効果は不確定であつて、援用又は放棄によって確定的になる。

- ※ B説は援用・放棄の捉え方により更に次の2つに分かれる。

B₁説 停止条件説（通説）

援用を停止条件として効果は確定的に発生し、放棄により不発生が確定する（最判昭61.3.17、百選I41事件）。

B₂説 解除条件説

時効の完成によって一応の権利得喪が生じ、援用があればその効果が確定し、放棄があればそれを解除条件として遡及的に効果が生じなかったことになる。

C 説 法定証拠説

時効制度は実体法上の権利の得喪原因ではなく、真の権利者・無義務者を立証の困難から救済する制度であり、時効期間の経過は所有権の存在・債権の消滅の法定証拠となる。

(図表) 時効学説

	実体法説			訴訟法説
	確定効果説	不確定効果説		
		停止条件説	解除条件説	
裁判外の援用	不可	可	可	不可
援用の撤回	可	不可	不可	可
放棄の性質	確定した時効の効果を消滅させる意思表示	時効の効果を発生させないこととする意思表示	時効の効果を遡及的に消滅させる意思表示	証拠を援用しないという意思表示
批判	(1) 実体法上と訴訟上の矛盾が生じる。 (2) 良心規定という145条の趣旨に合わない。	162条、166条の文言を説明しにくい。	消滅時効期間経過後の債務の履行は、債権を復活させると共に消滅させる効果を持つという複雑な説明となる。	162条、166条の文言を説明しにくい。

二 援用の方法

1 援用権者

※ 民法145条の明文によっても、取得時効における援用権者の範囲に関する問題は、依然として「当事者」概念の解釈にゆだねられている。また「正当な利益を有する者」に当たるか否かの判断に際しては、以下の論点が問題となる。

(1) ☆ (論点)「当事者」(145条)の意義

A説 判例(大判明43.1.25)

時効により直接に権利を取得し又は義務を免れる者に限る。

〔理由〕 145条は時効利益を享受するか否かを当事者の意思に委ねた規定であり、その直接の当事者が時効の利益を受けるのを欲しないにもかかわらず、間接的に利益を受けるにすぎない者が時効の利益を取得することを認めるのは、145条の趣旨に反する。

※ ただし、判例は、このような一般命題は維持しつつも、具体的事例においては援用権者の範囲を拡張する傾向にある。

B説 時効によって直接利益を得、義務を免れる者のほか、この権利義務に基づいて権利を取得し又は義務を免れる者も含まれる(間接的に利益を得る者も含む)。

〔理由〕 時効の援用制度は、時効による一般的な法律効果の発生と個人の倫理観との調和を図ろうとする趣旨に出たものであり、広く関係者のそれぞれに固有の援用権を認め、時効の効果を相対的、個別的に生じさせることがその制度趣旨に適するといえる。

(2) 判例によって援用権者(「正当な利益を有する者」と認められた者

・詐害行為の受益者は、取消債権者の債権について、消滅時効を援用することができる(最判平10.6.22)。

- ・譲渡担保権者から被担保債権の弁済期後に譲渡担保権の目的物を譲り受けた第三者は、譲渡担保権設定者が譲渡担保権者に対して有する清算金支払請求権につき、消滅時効を援用することができる（最判平11.2.26）。
- (3) 判例によって援用権者（「正当な利益を有する者」）と認められなかった者
 - ・借地上の建物の貸借人は、賃貸人の敷地所有権の取得時効を援用することはできない（最判昭44.7.15）《司法R4-5》。
 - ・後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権が消滅時効にかかっていることを援用することはできない（最判平11.10.21、百選 I 42事件）。

《過去問チェック》81

2 ☆ （論点）援用の場所

- A説 確定効果説（攻撃防御方法説）－裁判所
- B説 不確定効果説－裁判外でも援用肯定（ただし、弁論主義に基づいて裁判でも援用必要）
- C説 法定証拠説－裁判所

3 援用の時期

事実審の口頭弁論終結前であればよい（大判大12.3.26）。
時効を援用せず、後から別訴で援用することは許されない（大判昭14.3.29）。

三 援用の効果の及ぶ範囲

1 原則－相対効

援用の効果は人的範囲に関し相対的である。
援用権者が複数いる場合にそのうち1人が援用しても、その効果は他の者には及ばない（ex. 保証人が主債務の消滅時効を援用しても、その効果は主債務者には及ばない）。
相対効とされたのは、時効を援用するか、時効の利益を放棄するかは各人の意思に委ねられるべきという理由に基づく。

2 例外

- ・主債務者の援用による主債務の消滅によって保証債務が消滅する場合（保証債務の付従性）

第146条（時効の利益の放棄）

時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

【趣旨】

本条は、時効完成前の時効利益の放棄を禁止する。その趣旨は、これを認めると、債権者はほとんど常に債務者に時効利益の放棄の特約を強制し時効制度を無意味なものとする危険があり、また、援用・放棄を時効によって利益を受ける者の自由意思に委ねた趣旨をも没却しかねないことから、かかる弊害を避けることにある。

【ポイント】

一 「放棄」

- 1 放棄とは、完成した時効の利益を受けない意思を表明することをいい、一方的意思表示によってなされる。よって、時効利益の放棄には処分能力が必要である。
- ※ 未成年者・成年被後見人のみならず、被保佐人も単独で放棄をなし得ない。これに対し、時効の更新事由としての債務の承認については、被保佐人がなし得ることに注意（152条2項）。

- 2 本条の趣旨から、時効の完成を困難にする合意（期間の延長、更新・完成猶予事由の拡大）は、無効となる。これに対し、時効の完成を容易にする特約はそのような弊害がないことを理由に、有効と解されている。
- 3 時効完成後の放棄は自由であり（本条の反対解釈）、その形式を問わない。
- 4 時効の利益の放棄は新たな時効の進行を妨げない。

◎ 最判昭45.5.21

債務者が消滅時効の完成後に債務を承認した場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その時効を援用することは許されないが、その承認以後再び時効期間の進行することは妨げない。

二 ☆ （論点）時効完成後にこれを知らずになした債務承認（債務の一部弁済、弁済の猶予行為等）の効果

A説 時効完成を知ってしまったものと推定し、債務者が推定を覆さない限り時効利益の放棄となり援用できない（旧判例）。

〔批判〕 時効完成後は通常時効完成を知っていると推定は経験則に反する。

B説 時効完成を知ってなされたものと推定することは許されないが、時効完成を知らなかったときでも、その後その債務についてその完成した消滅時効を援用することは許されない（最大判昭41.4.20、百選I43事件）。

〔理由〕 時効完成後の債務承認行為があれば、相手方も債務者はもはや時効を援用しないとの期待を抱くから、信義則上、時効の援用を認めるべきでない。

◎ 最大判昭41.4.20（百選I43事件）《司法H19-6、22-15、25-6、R3-5》

債務者は、消滅時効が完成した後に債務の承認をする場合には、その時効完成の事実を知っているのはむしろ異例で、知らないのが通常であるといえるから、債務者が商人の場合でも、承認は時効が完成したことを知ってされたものであると推定することは許されない。しかしながら、時効完成の事実を知らなかったときでも、爾後〔じご〕その債務についてその完成した消滅時効を援用することは信義則に反し許されない。

三 時効利益の放棄の効果は、援用の効果と同様に、各人の意思を尊重し相対効とされる。→ 主たる債務者が時効の利益を放棄しても、保証人には影響を及ぼさない。

《過去問チェック》82

第147条（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）《司法H20-7、22-6、30-6、R3-5》

1 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

一 裁判上の請求

二 支払督促

三 民事訴訟法275条1項の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停

四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定

したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

第148条（強制執行等による時効の完成猶予及び更新）

- 1 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。
 - 一 強制執行
 - 二 担保権の実行
 - 三 民事執行法（昭和54年法律第4号）第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売
 - 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続
- 2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

一 意義（147条）

本条1項は、一定の事情（本条1項1号～4号の「時効の完成猶予事由」）が発生した場合、その手続が終了するまでの間は、時効の完成が猶予されることを規定している。本条2項は、前項において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときに、時効がその確定時より更新され、それまでの時効期間の経過をまったく無意味にして新たに初めから時効を進行させることを規定する。

二 完成猶予事由—裁判上の請求等（147条）

1 意義

147条1項各号の事由は、権利行使の現れとして完成猶予事由とされた。これらの事由が生じた場合、確定判決等によって権利が確定したときは、新たに消滅時効が進行する（2項）。

2 具体例

- (ア) 裁判上の請求（147条1項1号）
- (イ) 支払督促（147条1項2号）
- (ウ) 和解及び調停の申立て（147条1項3号）
- (エ) 破産手続参加等（147条1項4号）

【ポイント】

- 一 「裁判上の請求」とは、訴えを提起することをいう。その形式は問わず、応訴（相手方からの請求に応じた場合）して勝訴した場合にも、時効の更新が認められている（147条2項、大連判昭14.3.22）。

◎ 最判昭44.11.27《司法H20-7》

被担保債権の不存在を理由とする抵当権登記抹消請求訴訟において、抵当権者が被担保債権の存在を主張し請求棄却の判決を求めたときは、その主張は、「裁判上の請求」に準ずるものとして、債権につき消滅時効中断〔現：完成猶予〕の効力を生じる。

◎ 大判昭15.3.15

債権者Aが債務者Bの第三債務者Cに対する債権をBに代位して行使した場合、BのCに対する債権の時効は中断〔現：完成猶予〕する。

◎ 最判昭37.10.12

債権者Aが詐害行為取消しの訴えを提起し勝訴した場合でも、Aの債務者Bに対する債権は時効中断〔現：完成猶予〕しない。

◎ 最大判昭38.10.30《司法H30-6》

被担保債権の債務者を原告とする留置物の返還請求訴訟における留置権の抗弁には、訴えの提起に準ずる時効中断〔現：完成猶予〕の効力はないが、(催告としての)時効中断の効力が訴訟中存続する。

◎ 最判平元.10.13《司法H22-6》

強制競売手続において催告を受けた抵当権者がする債権の届出…は、その届出に係る債権に関する「裁判上の請求」又は「破産手続参加」に該当せず、また、これらに準ずる時効中断〔現：完成猶予〕事由にも該当しない。

◎ 最判平8.9.27《司法H22-6》

丙は、債権者甲、主債務者乙の債務についての連帯保証人であり、丁は丙の連帯保証債務を担保するため、丁の所有する不動産に根抵当権を設定していた。甲は、乙に対して債務の履行を求めたが、乙は消滅時効を主張した(旧商法522条)。これに対し、甲は、それ以前に丁の不動産に設定された抵当権を実行しており、これによって主債務も時効が中断〔現：完成猶予〕しているから、乙の債務は時効消滅していないと主張した。この点につき、判例は、債権者甲が乙の主債務についての丙の連帯保証債務を担保するために抵当権を設定した物上保証人丁に対する競売を申し立て、その手続が進行することは、乙の主債務の消滅時効の中断〔現：完成猶予〕事由に該当しないと解するのが相当であるとして、甲の請求を棄却した。

◎ 最判令元.9.19

債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断〔現：完成猶予〕において、その債務者は、中断行為の当事者にほかならない。したがって、上記中断の効力が生ずるためには、その債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない。

《過去問チェック》83

二 ☆ (論点) 一部請求を含むか

一部請求であることを明示して訴訟提起したときは完成猶予効は残部に及ばない(最判昭34.2.20)が、明示されていなければ債権全部について完成猶予の効力が生じる(最判昭45.7.24)。もっとも、明示的一部請求においても、残部は裁判上の催告として暫定的時効完成猶予効が生じ得る(最判平25.6.6、重判平25民法2事件)。

◎ 最判平25.6.6(重判平25民法2事件)

明示的一部請求の訴えの場合、裁判上の請求としての消滅時効の中断〔現：完成猶予〕の効力は、その一部についてのみ生ずるのであって、残部については、裁判上の請求に準ずるものと扱うことはできない。

もっとも、明示的一部請求の訴えにおいて、請求された部分と請求されていない残部とは、請求原因事実を基本的に同じくすること、債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に一部請求にとどめているわけでないことが通常であることに鑑みると、訴訟係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。したがって、残部につき権利行使の意思を継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるといふべきであり、債権者は当該訴えに係る訴訟の終了後6箇月以内に民法153条所定〔現：147条等〕の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができるかと解するのが相当である。

《過去問チェック》84

三 強制執行等(148条)

1 意義

権利の具体的行使(実行)の現れとして、完成猶予事由(1項各号)とされた。148条1項各号の事由についても、当該各手続が終了するまで時効の完成が猶予される。

2 具体例

(ア) 強制執行(148条1項1号)

◎ 最判平11.4.27《司法H22-6》

執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、これに基づいて強制執行の実施を求めることができるのであって、他の債権者の申立てにより実施されている競売の手続を利用して配当要求をする行為も、債務名義に基づいて能動的にその権利を実現しようとする点では、強制競売の申立てと異ならない…不動産競売手続において執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする配当要求は、差押え(旧民法147条2号)に準ずるものとして、配当要求に係る債権につき消滅時効を中断〔現：完成猶予〕する効力を生ずる。

(イ) 担保権の実行(148条1項2号)

(ウ) 担保権の実行としての競売、形式的競売(148条1項3号)

(エ) 財産開示手続(148条1項4号)

《過去問チェック》85

第149条(仮差押え等による時効の完成猶予)《司法H30-6、R3-5》

次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 一 仮差押え
- 二 仮処分

【意義】

権利の具体的行使(実行)の現れとして完成猶予事由とされたものである。これらの場合、当該事由が終了した時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。

《過去問チェック》86

第150条(催告による時効の完成猶予)《司法R3-5》

- 1 催告があったときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。
- 2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

【意義】

裁判外で履行請求する債権者の意思の通知であり、これにより、訴え提起などによることなく債権者が暫定的な権利保全(時効の完成猶予)をすることができる。

催告によって時効の完成が猶予されている間に訴訟上の請求等(147条)や強制執行等(148条)を行うと、その手続に従って時効の完成猶予又は更新が生じる。

催告を繰り返しても最初の6か月という猶予期間が延長されるわけではない(150条2項)。

※ 裁判上の催告

例えば、確定判決等による権利の確定なく147条1項の各事由が終了した場合に、その裁判手続中に権利主張がされたことを考慮して、その手続中は、「催告」が継続していると捉え、裁判終了後6か月を経過するまでは、時効完成猶予の効力を認めるもの(最判昭45.9.10等、147条1項かつこ書参照)。

第151条(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

- 1 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。
 - 一 その合意があった時から1年を経過した時
 - 二 その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
 - 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時
- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。
- 3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。
- 4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。
- 5 前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。

一 意義

権利の具体的行使(実行)の現れとして完成猶予事由とされたものである。

二 具体例

151条1項ないし4項に規定されている。例えば、合意成立時から1年を経過した時(151条1項1号)、合意に当たり協議期間を定めた場合でその期間を経過した時(同項2号)、当事者の一方から相手方へ協議続行を拒絶する旨の通知が書面でなされ、通知の時から6か月経過した時(同項3号)のいずれか早い時まで時効の完成が猶予される(151条1項柱書)。

協議合意を繰り返すことで、当初の時効が完成すべき時から最長5年間、時効の完成期間を延長することができる(151条2項)。

なお、協議合意による時効の完成猶予中における150条の催告は時効の完成猶予の効力を生じない(151条3項)。

第152条（承認による時効の更新）《司法H25-15、27-1・6、30-6、予備25-7、27-3》

- 1 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。
- 2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

【意義】

本条は、時効の利益を受ける者が時効によって権利を失うべき者に対して、その権利を認めるような行為（承認）をすることによって時効が更新されることを規定するものである。

ex. 債務の一部弁済、利息の支払、支払猶予の申入れ

物上保証人が債権者に対して被担保債権の存在を承認した場合は、時効更新事由としての「承認」に当たらず、債務者との関係のみならず当該物上保証人との関係でも時効更新の効力を生じない（最判昭62.9.3）。

承認は単なる事実の認識の表示ゆえ、処分につき行為能力又は権限は不要（152条2項）（ただし、管理権限は必要）。

◎ **最判昭62.9.3**

物上保証人の債権者に対する被担保債権の存在の承認は、被担保債権の消滅時効について、147条3号〔現：152条1項〕の承認に当たらず、債務者との関係のみならず、当該物上保証人との関係でも時効中断〔現：更新〕の効力を有しない。したがって、物上保証人は、被担保債権の承認後でも時効を援用し得る。

◎ **最判平25.9.13（重判平25民法3事件）**

主たる債務を相続した保証人は、従前の保証人としての地位に併せて、包括的に承継した主たる債務者としての地位をも兼ねるものであるから、相続した主たる債務について債務者としてその承認をし得る立場にある。そして、保証債務の附従性に照らすと、保証債務の弁済は、通常、主たる債務が消滅せずに存在していることを当然の前提とするものである。しかも、債務の弁済が、債務の承認を表示するものに他ならないことからすれば、主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。

したがって、保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断〔現：更新〕する効力を有すると解するのが相当である。

◎ **最判令2.12.15**

「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認（民法147条3号）として消滅時効を中断（現：更新）する効力を有すると解するのが相当である（大審院昭和13年（オ）第222号同年6月25日判決・大審院判決全集5輯14号4頁参照）。なぜなら、上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである。」

第153条（時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲）

- 1 第147条又は第148条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人においてのみ、その効力を有する。
- 2 第149条から第151条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人においてのみ、その効力を有する。
- 3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人においてのみ、その効力を有する。

一 意義

本条は、時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲を1項～3項に分類し、いずれも当事者及びその承継人においてのみ、時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶことを定めるものである。

二 完成猶予と更新の効果

- 1 裁判上の請求等や強制執行等による時効の完成猶予又は更新の効力は完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間にだけ生じる（153条1項）。
- 2 また、仮差押え等、催告、協議による合意による時効の完成猶予の効力は完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間にだけ生じる（153条2項）。
- 3 さらに、承認による更新の効力は更新事由が生じた当事者及びその承継人の間にだけ生じる（153条3項）。
- 4 ただし、例外として、主債務の完成猶予及び更新は保証債務に及ぶ（457条1項）。

第154条

第148条第1項各号又は第149条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、第148条又は第149条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

【意義】

本条は、強制執行等（148条1項各号）又は仮差押え・仮処分（149条各号）の事由に係る手続について、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知した後でなければ、時効の完成猶予又は更新の効力を生じないことを定めるものである。

◎ 最判平8.7.12

「債権者から物上保証人に対する不動産競売の申立てがされ、執行裁判所の競売開始決定による差押えの効力が生じた後、同決定正本が債務者に送達された場合には、民法155条〔現：154条〕により、債務者に対し当該担保権の実行に係る被担保債権についての消滅時効の中断〔現：完成猶予〕の効力が生ずるが、右の時効中断の効力は、競売開始決定正本が債務者に送達された時に生ずると解するのが相当である。ただし、…競売開始決定正本が時効期間満了後に債務者に送達された場合に、債権者が競売の申立てをした時にさかのぼって時効中断の効力が生ずるとすれば、当該競売手続の開始を了知しない債務者が不測の不利益を被るおそれがあり、民法155条が時効の利益を受ける者に対する通知を要求した趣旨に反することになるからである。」

《過去問チェック》88

第155条から第157条まで 削除

<権利行使障害型の時効の完成猶予>

第158条（未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予）

- 1 時効の期間の満了前6箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。
- 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

第159条（夫婦間の権利の時効の完成猶予）

夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第160条（相続財産に関する時効の完成猶予）《司法H29-6、予備29-3》

相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第161条（天災等による時効の完成猶予）

時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため第147条第1項各号又は第148条第1項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

一 意義

時効の完成間際に権利行使による時効の完成猶予・更新を不能又は困難ならしめる事情が発生した場合に、時効によって不利益を受ける者を保護して、その事情の消滅後一定期間が経過するまで時効の完成を猶予すること（158～161条）。

二 時効の完成猶予と被害者等の救済

◎ 最判平26.3.14

「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるものの、まだ後見開始の審判を受けていない者については、既にその申立てがされていたとしても、もとより民法158条1項にいう成年被後見人に該当するものではない。しかし、上記の者についても、法定代理人を有しない場合には時効中断〔注：完成猶予〕の措置を執ることができないのであるから、成年被後見人と同様に保護する必要があるといえる。また、上記の者についてその後後見開始の審判がされた場合において、民法158条1項の類推適用を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないときもあり得るところであり、申立てがされた時期、状況等によっては、同項の類推適用を認める余地があるというべきである。

そうすると、時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法158条1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6箇月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は、完成しないと解するのが相当である。」

《過去問チェック》89

1-7-2

第2節 取得時効

第162条（所有権の取得時効）《司法H19-5、20-7、24-8・9、25-9、26-5、30-10、R1-5、予備H26-3》

- 1 20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。
- 2 10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

【趣旨】

本条は、所有権の取得時効の要件につき規定する。

【ポイント】

一 要件

所有権の取得時効は、一定の要件を備えた占有が一定期間継続することによって完成する。そこでいかなる占有の継続が必要かが問題となる。

1 一定の要件を備えた占有

(1) 「所有の意思」をもって占有すること（自主占有）

単に「自己のためにする意思」（180条）だけでなく「所有の意思」をもってする占有（自主占有）であることを要する（間接占有を含む）。自主占有か否かは、占有取得の原因たる事実によって外形的客観的に判断される（最判昭45.6.18）。賃借人や受寄者としての占有のように他主占有（他人の所有権を認めながらの占有）をいくら継続しても所有権を時効取得し得ない。なお、所有の意思を持つこと（自主占有）は推定される（186条1項、暫定真実）。

→相続と自主占有への転換につき、判例は、相続人が、占有を相続により承継したばかりでなく、①新たに土地建物を事実上支配することで占有を開始し、②相続人に所有の意思があると認められるときには、被相続人の死亡後、新権原に因り自主占有をするに至ったものと解されるとしている（最判昭46.11.30、185条参照）。

(2) 平穩かつ公然に占有すること

これも推定される（186条1項）。

(3) 「他人の物」を占有すること

法文上は、自己の物は対象物とされていない。そこで、自己の物の時効取得を主張することが可能かが問題となるが、判例は、永続する事実状態の尊重という時効制度の存在理由に鑑み可能であるとする（最判昭42.7.21、百選I45事件）。

◎ 最判昭51.12.24

公共用財産が長年の間事実上公の目的に供用されないまま放置され、その物の上に他人の平穩かつ公然の占有が継続したときは、黙示的に公用が廃止されたとして取得時効が成立し得る。

◎ 最判昭46.11.5（百選I57事件）

不動産の二重譲渡において第2の買主が所有権移転登記を経由した場合に、第1の買主がその買受後不動産の占有を取得し、その時から民法162条に定める時効期間を経過したときは、当該不動産を時効取得できる。

◎ 最判平24.3.16（百選 I 58事件）《司法H30-10、R3-13、予備R3-6》

不動産の取得時効の完成後、所有権移転登記がされることのないまま、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権設定登記を了した場合において、上記不動産の時効取得者である占有者が、その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは、上記占有者が上記抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り、上記占有者は、上記不動産を時効取得し、その結果、上記抵当権は消滅すると解するのが相当である。

2 占有の継続

- (1) 前後両時点において占有をした証拠があれば、その間占有は継続したものと推定される（186条2項、法律上の事実推定）。
- (2) 「占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたとき」は、時効は中断する（自然中断）（164条）→時効の更新事由と異なり、何人に対する関係においても効力を生じる。
- (3) 占有喪失が、侵奪行為による場合に、占有回収の訴えにより占有を回復すれば、占有が継続していたものとみなされる（203条ただし書）。
- (4) 占有を承継した者は、自己の占有のみを主張するほか、前主の占有を合算して主張することもできる（187条）。

3 時効期間

占有者が占有の初めに善意無過失の場合は10年、それ以外のときには20年。起算日は占有開始時点に固定される（最判昭35.7.27）。

ここにいう占有者の善意無過失とは、自己に所有権があるものと信じ、かつ、そのように信じることにつき過失がないことをいう（最判昭43.12.24）。善意であることは推定されるが（186条1項）、無過失であることは推定されない。

二 効果

所有権を原始取得する。遡及効が認められる（144条）。→時効取得と登記については177条の解説参照

《過去問チェック》90

第163条（所有権以外の財産権の取得時効）《司法H19-5、20-7、24-9、28-35》

所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穩に、かつ、公然と行使する者は、前条の区別に従い20年又は10年を経過した後、その権利を取得する。

【趣旨】

本条は、所有権以外の財産権についても、前条の区別に従い10年あるいは20年で時効取得し得る旨を規定する。

【ポイント】

一 要件

- 1 財産権を「自己のためにする意思」をもって平穩かつ公然に「行使」すること
 - (1) 地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、取得時効の対象となる（283条）。
 - (2) 担保物権では質権以外の抵当権、留置権、先取特権につき時効取得を否定するのが通説である。

- (3) 取消権・解除権などの形成権は、1回の行使によって直ちに消滅する権利であることから、時効取得は否定されている。
- (4) 土地賃借権の時効取得については、土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、それが賃借の意思に基づくことが客観的に表現されているときは、163条に従い土地賃借権の時効取得が可能とされている（最判昭43.10.8）。

◎ 最判昭62.6.5（百選I 47事件）

他人の土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、それが賃借の意思に基づくことが客観的に表現されているときには、民法163条により、土地賃借権を時効取得する。

◎ 最判平23.1.21（百選I 48事件）《司法R3-13、予備R3-6》

「抵当権の目的不動産につき賃借権を有する者は、当該抵当権の設定登記に先立って対抗要件を具備しなければ、当該抵当権を消滅させる競売や公売により目的不動産を買い受けた者に対し、賃借権を対抗することができないのが原則である。このことは、抵当権の設定登記後にその目的不動産について賃借権を時効により取得した者があったとしても、異なるところはないというべきである。したがって、不動産につき賃借権を有する者がその対抗要件を具備しない間に、当該不動産に抵当権が設定されてその旨の登記がされた場合、上記の者は、上記登記後、賃借権の時効取得に必要とされる期間、当該不動産を継続的に用益したとしても、競売又は公売により当該不動産を買い受けた者に対し、賃借権を時効により取得したと主張して、これを対抗することはできないことは明らかである。」

2 一定の期間の継続

162条の規定に従い、10年あるいは20年行使することである。

二 効果

財産権を取得する（原始取得）。

《過去問チェック》91

第164条（占有の中止等による取得時効の中断）

第162条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。

【趣旨】

所有権の時効取得には占有の継続が要求されているから、占有者が占有を喪失すれば、時効は中断することを規定したものである（自然中断）。→162条の解説参照。

第165条

前条の規定は、第163条の場合について準用する。

【趣旨】

163条による所有権以外の財産権の取得についても、前条を準用し、自然中断を認める。

1-7-3

第3節 消滅時効

第166条（債権等の消滅時効）《司法H18-21、24-11、25-6、26-6、29-24、R2-5、予備H24-4、28-4、29-10、R2-2》

- 1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

第168条（定期金債権の消滅時効）《司法R2-5、予備R2-2》

- 1 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
 - 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
 - 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

第169条（判決で確定した権利の消滅時効）《司法H18-21、30-6》

- 1 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。
- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第170条から174条まで 削除

【ポイント】

一 要件

1 消滅時効にかかる権利

(1) 債権（166条1項）

(2) 債権又は所有権以外の財産権（166条2項）

→ ex. 地上権、地役権、永小作権

※ 消滅時効にかからないとされる権利には以下のものがある。

① 所有権

② 占有権

事実状態に随伴する。

③ 一定の法律関係に当然に伴う権利

→ ex. 物権的請求権、相隣権（209条以下）、共有物分割請求権（256条）、登記請求権、担保権（被担保債権と別には時効にかからない。ただし、396条）

④ 法定解除権（大判大6.11.14）

債権に準じて5年又は10年の時効に服する。

⑤ 抗弁権、ないし抗弁的に主張される権利は時効にかからない、という考え方もある。

2 権利の不行使と時効の起算点

(1) 起算点

時効期間は「債権者が権利を行使することができることを知った時」（主観的起算点、166条1項1号）、「権利を行使することができる時」（客観的起算点、166条1項2号）から進行する。

「債権者が権利を行使することができることを知った時」といえるためには、権利行使を期待されてもやむを得ない程度に債権者が権利の発生原因等を認識する必要がある。具体的には、権利の発生原因についての認識のほか、権利行使の相手方である債務者を認識することである。

法律上の障害（例えば、条件・期限が付されていること）がある場合には、条件の成就、期限の到来の後、権利者が成就、到来の事実を認識していなければ、「債権者が権利を行使できることを知った」とはいえない。

本条の趣旨は、法律上権利行使し得るのにその行使を怠っている者は、権利の上に眠る者として保護しないという点にある。したがって、事実上の障害（権利者の病気・不在・不知、制限行為能力者の法定代理人の不存在など）や債権者の意思によって除き得る法律上の障害（同時履行の抗弁権、533条）は含まれない。

(2) (図表) 時効の客観的起算点と履行遅滞(412条)の発生時

時効の起算点と履行遅滞(412条)の発生時とは無関係である。

	消滅時効の客観的起算点	履行遅滞の時期
確定期限付債権	期限到来の時 ※1	期限到来の時 (412条1項)
不確定期限付債権	期限到来の時	期限到来後の履行請求時又は債務者が期限の到来を知った時のいずれか早い時期 (412条2項)
期限の定めのない債権	債権発生時	債務者が履行の請求を受けた時 (412条3項)
返還時期の定めのない消費貸借	債権成立から相当期間経過時	催告後相当期間経過時 (591条1項)
不法行為に基づく損害賠償請求権	不法行為の時(724条2号) ※2	不法行為時 (最判昭37.9.4)

※1 主観的起算点についても、一般的に、期限の到来時となる。

※2 主観的起算点は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時(724条1号)。

(3) 各種債権の消滅時効の客観的起算点

ア 債務不履行に基づく損害賠償請求権

(ア) 原則

本来の債務の履行を請求できるとき（大判昭18.6.15）

債務不履行に基づく損害賠償請求権は、本来の債務の内容が変更されただけで同一性は失われていないからである。

(イ) 安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権

◎ 最判平6.2.22 百選 I No.44 [注：旧法下の判例]

炭鉱労働者のじん肺疾患（症状の重くなる特異の進行性疾患）について、損害賠償請求権は、じん肺罹患の事実を認める行政上の決定によって発生するところ、最初の行政上の決定からは10年以上経過していたが、より重い行政上の決定を受けた日からは10年以内に訴えが提起された事案で、時効の起算点をいつにするか、最初の行政上の決定の時点で権利行使が可能であることから争われた。

この点、じん肺に罹患した患者の病状が進行し、より重い行政上の決定を受けた場合においても、重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で発生していたものではなく、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けたときに発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが可能になったというべきであると、最終の行政上の決定を受けたときからじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効が進行するとした。

※ なお、現行法では、生命・身体侵害による損害賠償請求権の消滅時効について、長期期間を20年としている(167条)。

イ 不当利得返還請求権

請求権発生時

ウ 停止条件付債権

条件成就時

エ 不作為債権

違反行為がなされた時

オ 供託金取戻請求権

「権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要と解する」とし、供託時ではなく、紛争解決等供託者が免責の効果を受ける必要が消滅したときから時効が進行する（受領拒絶を理由とする供託について最大判昭45.7.15、債権者不確知を理由とする供託について最判平13.11.27、重判平13民法No.3）。

カ 相続回復請求権

相続権侵害の事実の有無にかかわらず、相続開始の時から進行する（最判昭23.11.6）。

◎ 最判平13.11.27

弁済供託における供託物の取戻請求権の消滅時効の起算点は、過失なくして債権者を確知することができないことを原因とする弁済供託の場合を含め、供託の基礎となった債務について消滅時効が完成するなど、供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時である。

◎ 最判平19.4.24

「自動継続定期預金契約における預金払戻請求権の消滅時効は、預金者による解約の申入れがされたことなどにより、それ以降自動継続の取扱いがされることなくなった満期日が到来した

ときから進行するものと解するのが相当である」。

◎ 最判平21.1.22（重判平21民法3事件）

基本契約に基づく継続的金銭消費貸借取引において「過払金充相当意」があった場合につき、過払金の不当利得返還請求権の消滅時効は、過払金の発生時ではなく、同取引が終了したときから進行する。

(4) ☆（論点）割賦払債務に期限の利益喪失約款のある場合の時効期間の起算点

A 債権者意思説（請求時説）（大連判昭15.3.13、最判昭42.6.23）

債権者の請求があつて初めて全額についての時効が進行する。

（理由）

- ① 期限の利益喪失約款は債権者の利益のためにあるものであり、債権者は全額を請求しなければならぬというのではなく、債権者は弁済期を変更させる形成権を取得したのであって、これを行使しない限り弁済期は変更せず、時効は進行しない。
- ② 実質的には、債権者は全額請求し得るにもかかわらず、債務者のために、支払猶予しているのに、即時に全額についての時効が進行するというのは債権者の期待に反する。また、即時に進行するとすれば、債権者は全額の請求をすることになり、かえって債務者に酷な結果となる。

B 即時進行説

支払遅滞の時点から全額について時効が進行する。

（理由）

- ① 消滅時効は債権の行使が可能となった時から進行するのであり（166条1項）、債権者が請求するかどうかは履行遅滞の責任を生じさせるかどうかの問題である。
- ② 期限の定めのない債権においては、遅滞となるのは請求のあった時からであるが、時効は債権成立の時から進行する。期限の利益喪失事由が生じた時も、債権者は直ちに期限の利益を失わせて弁済を請求することができるのであるから、その時から時効は進行すると解すべきである。
- ③ 実質的には、支払をしないまま債権者の請求もなく、10年以上経過したときは、債務者は既に時効により消滅したと考えるであろうから、債務者の保護になる。

3 時効期間の満了

(1) 債権

ア 一般債権

主観的起算点から5年（166条1項1号）、又は客観的起算点から10年（166条1項1号、2号）

イ 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

主観的起算点から5年（166条1項1号）、又は客観的起算点から20年（167条）

ウ 不法行為による損害賠償請求権

被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年（724条1号）、又は不法行為の時から20年（724条2号）

※ 人の生命又は身体を害する場合は、上記「3年」は、「5年」となる（724条の2）。

エ 定期金債権（168条）

金銭その他の代替物を定期給付する債権

本体たる債権を「基本債権」といい、それから派生する定期的な債権を「支分権」という。定期金債権の時効期間は、各債権を行使できることを知った時から10年又は各債権を行

使できる時から20年である（168条1項1号、2号）。

(2) 債権・所有権以外の財産権は20年（166条2項）

(3) 公に確定した権利（169条）

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定された権利は、10年より短い期間の定めがある場合であっても、時効期間は一律に10年とされる（169条1項）。ただし、確定の当時に弁済期の到来していない債権については1項の適用はない（同2項）。

二 効果

権利が遡及的に消滅する。

《過去問チェック》92

《要件事実知識チェック①》

- 弁済期を平成11年10月31日とする金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求に対し、被告が10年間の消滅時効（民法166条1項2号）を援用する場合、自らが権利を行使できることを知らなかったときは、権利行使可能時から10年の経過を主張する必要がある、したがって、本件では平成21年10月30日の経過を主張する必要がある。

A. 誤り。

〔理由〕大判昭6.6.9、最判昭57.10.19。判例によれば、消滅時効の時効期間は初日を算入せずに翌日から計算するとする。かかる判例に従えば、本件では平成21年10月31日の経過を主張する必要がある。

- 時効の援用の法的性質について、時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、援用されて初めて確定的に生ずるとする見解によれば、時効の援用は権利の得喪を確定させる実体法上の要件となるから、時効によって不利益を受ける者に対する実体法上の意思表示となる。

A. 正しい。

〔理由〕上記見解は、不確定効果説のうち停止条件説に立つものである。かかる見解によれば、時効の援用は、権利の得喪を確定させる実体法上の要件となるから、時効によって不利益を受ける者に対する実体法上の意思表示（訴訟外でも可能）と解することになる。

- 貸金返還請求に対し、被告が消滅時効の抗弁を主張する場合、原告は承認等の時効更新事由を再抗弁として主張できる。これに対し、被告は時効更新時から更に時効期間が経過したことを主張できるが、これは再々抗弁と解される。

A. 誤り。

〔理由〕時効更新時からの更なる時効期間経過の主張については、当初の権利行使可能時から時効消滅の効果とは別の、更新時からの消滅時効の効果を生じさせるものであるから、更新の再抗弁に対する再々抗弁ではなく、当初の時効の抗弁とは別の抗弁に位置づけられる。

- 任意代理における代理権の発生原因事実は、代理権の授与行為である。代理権の授与は、代理行為に先立ってされることが必要であるから、代理権の授与が代理行為に先立つことは、時的要素である。

A. 正しい。

〔理由〕代理権の授与は、代理行為に先立って行われることが必要である。したがって、代理権の授与は事実相互の時間的先後関係が要件事実の要素となる時的要素である。なお、通常は、代理権の授与と代理行為を特定するための日時（時的因子）によって、代理権授与が代理行為に先立っていることが現れる。時的因子で先後関係が明らかにならない場合は、代理権授与が「契約締結に先立って」されたことを摘示すれば足りる。

- 主たる債務が消滅したときは保証債務は付従性により当然に消滅するから、保証人はこれを抗弁として主張立証することができる。したがって、主たる債務につき消滅時効が完成したときは、保証人は、これを援用することにより、主債務消滅の付従性により保証債務も消滅したことを抗弁として主張立証することができる。

A. 正しい。

〔理由〕145条。主たる債務について消滅時効が完成したときは、保証人も当事者として時効を援用することができる。

- 主たる債務について消滅時効が完成したときは、保証人も当事者として時効を援用することができ、この主張は抗弁となる。したがって、主債務者の時効援用権の喪失や時効利益の放棄は、保証人の時効援用の主張に対する再抗弁となる。

A. 誤り。

〔理由〕時効援用権の喪失や時効利益の放棄は相対的効力を生ずるにすぎない。したがって、主たる債務者が時効援用権を喪失したり時効利益を放棄したことは再抗弁とはならない。

- 時効による所有権取得が認められた場合において、その登記は移転登記によって行われる。これは時効取得が前主からの承継取得であることによる。

A. 誤り。

〔理由〕時効による所有権取得の場合、所有権移転登記が行われるのが実務の扱いであるが、時効取得の性質は原始取得である。

- 自己の物も、取得時効によってその所有権を主張し得る。

A. 正しい。

〔理由〕162条は、条文上「他人の物」を対象としているが、判例上自己物も取得時効の対象となると解されている（最判昭42.7.21（百選I45事件）、最判昭44.12.18等）。

- 取得時効において、所有の意思をもって平穩公然に占有したことの主張立証責任は、時効取得を主張する者が負う。

A. 誤り。

〔理由〕取得時効の要件事実中、占有の事実が主張立証されれば、186条1項により、占有者の所有の意思及び平穩公然性が推定されるため（いわゆる暫定真実）、取得時効の成立を争う者がその反対事実（他主占有、強暴、隠秘）を主張立証しなければならない（最判昭54.7.31）。

- 取得時効における占有者の「所有の意思」の有無は、占有者の内心の意思によって決する。

A. 誤り。

〔理由〕「所有の意思」の有無は外形的客観的に決められるべきものであり、その判定基準は、占有取得原因（権原）の客観的性質による（最判昭45.6.18、最判昭45.10.29、最判昭56.1.27等）。

- 取得時効による所有権移転登記がなされる場合、登記原因の日付は時効完成の日である。

A. 誤り。

〔理由〕144条は「時効の効力は、その起算日にさかのぼる。」としている。この起算日とは占有開始日のことであり、時効期間に算入する初日となる占有開始日の翌日（初日不算入の原則、140条）ではない。よって、登記原因の日付は、時効完成の日でなく、占有開始日となる。

- 取得時効を援用する場合において、時効起算点を任意に選択することは許されないので、援用権者は現実の占有開始日を主張立証しなければならない。

A. 誤り。

〔理由〕時効取得を主張する者は、「開始」時の占有として「ある時点での占有」を主張立証すれば足りる。なお、取得時効の成立を争う者が占有者の現実の占有開始日について主張立証に成功した場合には、これを起算点としなければならないが、時効援用権者が時効起算点を任意に選択することは許されない（最判昭35.7.27）。

【短答合格FILE民法 売買の契約不適合責任】

第562条（買主の追完請求権）《司法H23-26、28-24、R3-23、予備R3-10》

- 1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

【ポイント】

一 債務不履行構成

引き渡された目的物が種類・品質・数量に関して契約内容に適合しないものである場合（契約不適合）は、売買契約上の売主の義務違反、すなわち債務不履行として評価される。よって、買主は、売主に対して、債務不履行の一般規定の定めるところに従い、追完請求権（562条）、損害賠償請求権、解除権（564条）を有することになる。さらに、買主のための特別の救済手段として代金減額請求権（563条）の行使が可能となる。

そして、これらの準則は、特定物売買及び種類物売買のいずれに対しても共通して適用される（契約責任説の採用）。

二 目的物の契約不適合の意義

1 契約内容の確定

売買契約の当事者がその売買契約において目的物の種類・品質・数量に対していかなる意味を与えたのかを契約の解釈を通じて探り、それによって導かれた契約の内容に即してみたときに「あるべき」種類・品質・数量が欠如している場合が契約不適合となる。

※ 旧法570条の「物の瑕疵」を判断する基準を示した最判平22.6.1（百選Ⅱ50事件）は、目的物の契約不適合を判断する際の重要な視点を示しているとされている。その視点としては、①「あるべき」性質が何かを確定するに際して、具体的な契約において当事者が下した評価を基礎としている点、②その帰結として、種類・品質・数量に関するリスクをいずれの当事者に引き受けさせるかを確定するに際して、契約を離れた社会通念や取引通念のみによって判断してはならず、その具体的な契約に基づくリスク分配という観点を基礎としている点が挙げられている（潮見）。

◎ 判例 最判平22.6.1（百選Ⅱ50事件）

「売買契約の当事者間において目的物がどのような品質・性能を有することが予定されていたかについては、売買契約締結当時の取引観念をしんしゃくして判断すべきところ、前記事実関係によれば、本件売買契約締結当時、取引観念上、ふっ素が土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されておらず、被上告人の担当者もそのような認識を有していなかったものであり、ふっ素が、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるなどの有害物質として、法令に基づく規制の対象となったのは、本件売買契約締結後であったというのである。そして、本件売買契約の当事者間において、本件土地が備えるべき属性として、その土壌に、ふっ素が含まれていないことや、本件売買契約締結当時に有害性が認識されていたか否かにかかわらず、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある一切の物質が含まれていないことが、特に予定されていたとみるべき事情もうかがわれない。そうすると、本件売買契約締結当時の取引観念上、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認識されていなかったふっ素について、本件売買契約の当事者

間において、それが人の健康を損なう限度を超えて本件土地の土壤に含まれていないことが予定されていたものとみることはできず、本件土地の土壤に溶出量基準値及び含有量基準値のいずれをも超えるふっ素が含まれていたとしても、そのことは、〔注：旧〕民法570条にいう瑕疵〔注：現行法上の「契約不適合」に当る〕には当たらないというべきである。」

2 「引き渡された目的物」

売買の目的物に限定は付されていない。特定物か不特定物か、代替物か不代替物かを問わない。ただし、引き渡されたことが必要であり、履行遅滞や履行不能は対象外である。

3 「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」

(1) 種類・品質に関する契約不適合

- i 物質面での欠点のみならず、いわゆる環境瑕疵（日照・景観阻害など）や心理的瑕疵も含まれる。
- ii 目的物について法律上の制限のあることが物の不適合（品質の不適合）か権利の不適合かは、解釈に委ねられている。

☆（論点）法令上の制限（都市計画法上の用途制限など）は物の不適合（品質の不適合）か権利の不適合か。

A 物の不適合とする見解

（理由）

改正前後の判例法理の統一的理解（瑕疵担保責任（旧法570条）に関する最判昭56.9.8など）

B 権利の不適合とする見解（中田）

（理由）

担保責任の期間制限（566条）、競売における特則（568条）の適用において、種類・品質の不適合を特別に扱うことにした理由は、法律上の制限がある場合には、必ずしも当てはまらない。

iii 建物の敷地の欠陥と敷地賃借権の契約不適合

☆（論点）借地権と借地上の建物を買い受けた場合において敷地の欠陥があるときは、契約不適合として解除することができるか。

A 否定説（旧法570条（瑕疵担保責任）に関する最判平3.4.2 百選Ⅱ54事件参照）

（理由）

- ① 売買の目的物は、建物とその敷地利用権であり、借地権が目的であって、敷地そのものの欠陥は目的物の品質に関する契約不適合には当たらない。
- ② 敷地そのものの欠陥は土地賃貸人に対して修繕を求めればよい。

B 肯定説

（理由）

借地権つき建物の売買では、特段の事情がなければ、「建物所有のために一定期間継続して敷地を有効利用できる状況を前提に建物所有権を移転すること」が契約内容を形成している（潮見）。

iv 隠れた不適合に限らない。

目的物に関する欠陥等を当事者がどこまで契約に織り込んでいたかを踏まえて行われる契約適合性の要件判断において、契約不適合の要素が隠れていたという点も考慮されてい

ると考えられるためである。

(2) 数量に関する契約不適合

売買の目的物に数量不足があったすべての場合に数量に関する契約不適合があったとされるのではない。

売買契約の当事者がその契約のもとで「数量」に特別の意味を与え、それを基礎として売買がなされたという場合に初めて、数量に関する契約不適合があったと評価されるというべきとされている。

◎ 判例 最判昭57.1.21 (百選Ⅱ52事件)《司法H23-26》

「土地の売買契約において、売買の対象である土地の面積が表示された場合でも、その表示が代金決定の基礎としてされたにとどまり売買契約の目的を達成するうえで特段の意味を有するものでないときは、売主は、当該土地が表示どおりの面積を有したとすれば買主が得たであろう利益について、その損害を賠償すべき責めを負わない」。

三 責任の内容（買主の救済手段）

1 追完請求権

(1) 意義と追完方法

- i 562条1項により、買主の追完請求権が規定されている。これは、上述のように特定物ドグマの考え方を否定し、担保責任が契約責任であるとする考え方を前提とするものである。これにより、特定物か不特定物かを問わず、履行の追完請求権が認められ得ることとなった。
- ii 買主は、売主に対して、①目的物の修補、②代替物の引渡し、③不足分の引渡しによる履行の追完を請求でき（同条項本文）、追完方法の選択権は、買主に与えられている。ただし、売主は、「買主に不相当な負担を課するものでないとき」には、それと異なる方法により履行の追完をすることができる（同条項ただし書）。

(2) 追完請求が認められない場合

履行の追完が不能の場合（412条の2第1項）又は契約内容の不適合が買主の責めに帰すべき事由による場合（562条2項）は、買主の追完請求は認められない。

(3) 売主の帰責事由の要否

目的物の契約不適合が「売主の責めに帰すべき事由」によるものであることは、要件ではない。

《過去問チェック》370

第563条（買主の代金減額請求権）《司法H18-1、23-26、25-24、R2-24、3-23、予備H25-11、R3-10》

- 1 前条第1項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

【ポイント】

代金減額請求権

一 意義

563条により、買主の代金減額請求権が明文化されている。代金減額請求権によって対価的均衡を維持する必要性は、数量不足の場合などに限らず、より一般的に認められるものであることから、代金減額請求権は契約不適合の場合一般における救済手段として認められている。

二 要件

解除の場合と平行に構成されている。

- 1 562条1項の追完請求権が認められる場合に、買主が相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主に代金減額請求権が認められる(563条1項)。
- 2 ①履行の追完の不能、②売主による履行の追完を拒絶する意思の明確な表示、③定期行為における時期の経過、④催告しても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときのいずれかに当たる場合は、催告なしに代金減額請求が認められる(563条2項)。

三 代金減額請求が認められない場合

目的物の契約不適合が「買主の責めに帰すべき事由」によるものである場合は、買主は売主に対して代金減額請求をすることができない(563条3項)。

また、損害賠償請求と両立はしないため、損害賠償請求と代金減額請求の両方をすることは認められない。代金減額請求は、売買契約の一部解除と同じ性質を持つため、解除をした上で代金減額請求権を行使することも認められない。

四 売主の帰責事由の要否

目的物の契約不適合が「売主の責めに帰すべき事由」によるものであることは、代金減額請求権の要件ではない。

損害賠償請求権とは別個の規定であり、損害賠償請求が認められない場合(415条1項ただし書等)でもなし得る。

五 数量が超過する場合

☆ (論点) 数量超過売買と代金増額請求権に関する563条類推適用の可否

- A 代金増額請求権は認められない。(否定、最判平13.11.27参照)

(理由)

- ① 563条は買主を保護する趣旨から規定された。とするならば、売主の代金増額請求権を認めて売主を保護するという反対解釈は法の意図するところではない。
- ② わが国では、実測の結果が登記簿の記載より広くても買主の買得とされるのが通常である。

- B 代金増額請求権又は超過部分の返還請求権を有する。(肯定)

(理由)

売買代金が数量を基準として定められている以上、数量超過の場合には売主の代金増額請求権または超過部分の返還請求権を認めるべきである。

※ ただ、当事者（特に売主）が指示された数量をもって売買の要素としたときには、錯誤の問題が生じる（通説）。

◎ 最判平13.11.27（重判平13民法10事件）《司法H18-1、23-26、25-24、予備H25-11》
「[注：旧] 民法565条にいういわゆる数量指示売買において数量が超過する場合、買主において超過部分の代金を追加して支払うとの趣旨の合意を認め得るときに売主が追加代金を請求し得ることはいうまでもない。しかしながら、同条は数量指示売買において数量が不足する場合又は物の一部が滅失していた場合における売主の担保責任を定めた規定にすぎないから、数量指示売買において数量が超過する場合に、同条の類推適用を根拠として売主が代金の増額を請求することはできないと解するのが相当である。」

《過去問チェック》371

第564条（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）《司法H23-25、R3-23、予備H23-10、R3-10》

前2条の規定は、第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

【ポイント】

損害賠償請求権

一 性質

買主は、415条以下の規定に従い、売主に対し債務不履行を理由とする損害賠償請求をすることができる（564条）。

二 売主の帰責事由の要否

415条によって規律される結果、売主は、抗弁として、契約不適合が「売主の責めに帰することができない事由」によるものであったと主張立証することで、損害賠償の責任を免れ得る。

三 損害賠償の範囲

債務不履行を理由とする損害賠償であり、その内容は、契約に適合した履行がされたならば買主が受けたであろう利益（履行利益）の賠償となる。その範囲は、416条のもとで決まる。

四 契約の解除

1 性質

買主は、541条以下の要件を満たしたときに、売主に対して、債務不履行を理由として売買契約を解除することができる（564条）。

2 要件

契約目的の達成が不能であるかを問わず、解除の一般規定（541条以下）に従った取扱いがなされる。解除に売主の帰責事由は不要である。

《過去問チェック》372

第565条（移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任）《司法H18-1、25-24、28-24、R2-24、予備H25-11》

前3条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。

【ポイント】

権利に関する契約不適合

一 権利の契約不適合の意義

民法は売買契約の内容に適合した権利を移転すべき義務を売主に課している。そして、権利移転義務の不完全な履行（権利に関する契約不適合）は、権利に関する契約不適合が契約締結後に生じた場合にも妥当し、債務不履行と評価される。

ここで、移転した権利の契約内容の不適合とは、①売買目的物の利用が制限されているとき（例えば、売買契約の目的である不動産に契約の内容に適合しない他人の地上権や抵当権の負担があったとき、売買契約の内容が地役権付きの土地所有権である場合にその地役権がなかったときなど）、②一部が他人に属していて売主がそれを移転しなかったとき（565条かつこ書）である。

権利に関する契約不適合が契約締結時に既に存在していたか、契約締結後に生じたかは問わない。また、売主・買主の善意・悪意は問題とならない。

※ 売主が買主に権利の全部を移転できない場合、売主は権利移転義務（561条）の不履行という債務不履行状態にあるため、債務不履行の一般規定（415条以下、541条、542条）により処理される（565条かつこ書参照）。

二 買主の救済方法

- 1 追完請求権（565条・562条）
- 2 代金減額請求権（565条・563条）
- 3 損害賠償請求権（565条・564条）
- 4 解除権（565条・564条）

※ 上記権利が認められるための要件、発生障害事由、権利内容などは、いずれも、売買目的物の契約不適合を理由とする場合と同様である。

三 行使期間

権利に関する契約不適合については、権利移転義務の不履行に関しては短期間でその不履行の判断が困難になるとは考え難く、消滅時効の一般原則と異なる短期の期間制限を必要とする趣旨が妥当しない。そのため、「不適合の認識→通知義務→通知懈怠による失権」という566条本文の枠組みは採用されていない。

その結果、専ら債権の消滅時効に関する一般準則（166条1項）によって処理されるため、契約不適合を知った時から5年、不適合な給付がされた時から10年となる。

《過去問チェック》373

第566条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）《司法H18-1、23-25、25-24、R3-23、予備H23-10、25-11、R3-10》

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

【ポイント】

行使期間

一 「売主が種類又は品質に関して」不適合目的物を引き渡した場合

- 1 566条本文は、「1年以内にその旨を売主に通知」すれば足りると定めており、買主が契約不適合を知った時から1年以内に、契約不適合の通知をすれば、買主の追完請求権等は保全され、以後契約不適合を知った時から5年の主観的消滅時効にかかるまで、権利行使をなし得ることとなる。
- 2 また、566条ただし書は、売主が引渡し時に契約不適合について悪意又は重過失であるときは、買主に前述のような1年以内の通知義務及び怠った場合の失権がないことを規定している。

この趣旨は、売主が、その不適合について悪意又は重過失の場合にまで、引渡しによる履行が終了したとの売主の期待を保護する必要がない点にある。

二 数量に関する契約不適合の場合

566条本文は、「売主が種類又は品質に関して」不適合目的物を引き渡した場合に限定しており、数量に関する契約不適合の場合を含まない。

数量に関する契約不適合の場合は、数量不足は外形上明白であり売主が履行を終了したという期待を抱くことは想定し難く、売主を保護する必要がないと考えられたためである。

したがって、この場合には、消滅時効の一般原則（166条1項）に従った扱いのみが妥当する。

※ 物の種類又は品質に関する担保責任と錯誤

種類・品質に関する売主の物の担保責任については期間制限を付している（566条）。

他方、錯誤については、効果が取消しであり（95条）、錯誤の主張権者の制限（120条2項）、追認の可能性（124条、125条）、期間制限（126条）の規律が及ぶ。

担保責任の効果と錯誤の効果の差は小さいといえる。

そのため、現行法下でも、両者の競合は生じ得るが、競合が生じた場合については、買主はどちらの規定の適用をも自由に主張できるとする選択可能説（競合説）が妥当性を増しているといえる。

《過去問チェック》374

目的物の滅失・損傷に関する危険の移転

第567条（目的物の滅失等についての危険の移転）

- 1 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

2 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの際の債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

【趣旨】

当事者間の衡平を図る観点から、危険移転時を「引渡し時」とする特約が締結されている実情をもとに、本条1項は、引渡しを基準として目的物の滅失・損傷の危険を買主に移転させることとしたものである。

本条2項は、受領遅滞の場合の危険の移転を定める。

一 引渡し後の滅失・損傷

1 特定物の売買の場合及び種類物売買で目的物の特定がされている場合

目的物の滅失・損傷に関する危険は、目的物の引渡しによって、売主から買主に移転する（危険移転時＝引渡し時）。

その結果、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない（567条1項）。

ただし、引渡し後の滅失・損傷が売主の責めに帰すべき事由による場合は、買主は、目的物の滅失・損傷を理由として、上記の権利を行使できる（同条項）。

2 種類物売買で目的物の特定がされていない場合

売主が契約の内容に適合しない目的物を選定して引き渡しても「特定」の効果が生じない。

この場合は、567条の適用外であり（同条1項かつこ書参照）、買主は、引渡し時における契約不適合を理由とする権利主張をすることができる。

二 受領遅滞による危険の移転

売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの際の債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、「一 引渡し後の滅失・損傷」と同様とする（567条2項）。

第568条（競売における担保責任等）《司法H18-1、23-25、25-24、予備H23-10、25-11》

1 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「競売」という。）における買受人は、第541条及び第542条の規定並びに第563条（第565条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 前2項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知らずながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知らずながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

4 前3項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

【趣旨】

本条は、「民事執行法その他の法律の規定に基づく競売」によって買受人が取得した物又は権利について、数量不足又は権利の不適合があった場合の買主の救済手段を規定するものである。具体的には、1項がこの場合の救済の原則を規定し、2項が「債務者が無資力であるとき」の規律を規定する。そして、3項は、「債務者が物若しくは権利の不存在を知りながら申し出なかったとき」、又は「債権者がこれを知りながら競売を請求したとき」の規律を規定し、4項は、これらの規律が「競売の目的物の種類又は品質に関する不適合」については適用されない旨を規定する。以上のうち、1項及び4項が、平成29年の民法改正における改正規定である。

【ポイント】

一 競売における債務者の担保責任（本条1項）

本条1項は、民事執行法その他の法律の規定に基づく競売によって買受人が取得した物又は権利について数量不足又は権利の不適合があった場合、買受人は、債務者に対し、契約の解除又は代金減額をすることができるとする。

この点につき、平成29年改正前民法568条1項は「強制競売の買受人」としていたが、改正後の本条1項は、これを「民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（…）における買受人」一般に広げている。ここでいう「競売」には、不動産に対する強制競売、担保権実行としての競売、動産執行、債権執行における売却命令、滞納処分による公売等を含む。

なお、本条は566条を準用していないため、本条1項に基づく解除権及び代金減額請求権の存続期間は、消滅時効の一般原則（166条）によることになる。

二 競売の目的物の種類又は品質に関する不適合についての担保責任の排除（本条4項）

本条4項は、平成29年の民法改正によって新設された規定であり、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、本条1項から3項が適用されず、これらの規定に基づく責任が生じないとする。これにより、改正前民法570条ただし書の趣旨は改正後も維持されることになる。すなわち、競売において買い受けた物に種類又は品質に関する不適合があっても、買受人はそれを受け入れるほかないことになる。

なお、都市計画法や建築基準法等による法律上の用途制限がある場合が「競売の目的物の種類又は品質に関する不適合」に当たるか否かは、今後の解釈に委ねられている。

◎ 最判平8.1.26

借地権付き建物に対する強制競売において借地権が存在しなかった場合、「買受人は、そのために建物買受けの目的を達することができず、かつ、債務者が無資力であるときは、民法568条1項、2項〔注：現568条1項、2項に対応〕及び〔注：旧法〕566条1項、2項の類推適用により、強制競売による建物の売買契約を解除した上、売却代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の返還を請求することができる」として、配当を受けた債権者に対して、代金返還請求を認めた。

《過去問チェック》375

第569条（債権の売主の担保責任）

- 1 債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の時における資力を担保したものと推定する。
- 2 弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済期における資力を担保したものと推定する。

【趣旨】

債権の売主も、売買の目的たる債権の瑕疵について責任を負う。しかし、債務者の資力は債権そのものの瑕疵ではなく、売主は特約をした場合にのみ責任を負うが、この点についての推定規定を置いた。

【ポイント】

- 一 債権の売買において債務者の資力が不足していたため全額の回収ができなかった場合の買主から売主への責任追及
 - 1 債務者の資力を売主が担保しない場合
債務者の資力そのものは債権そのものの瑕疵ではないから、債権をいくらで売買するかは当事者がそれぞれ引き受けるべきリスクである。したがって、この場合は、買主は売主に何らの責任も追及することはできない。
 - 2 債務者の資力を売主が担保した場合
 - (1) 時期を定めなかった場合
契約時の資力を担保したものと推定（1項）
 - (2) 将来の資力を担保した場合
弁済期における資力を担保したものと推定（2項）
- 二 債権の売買において、その債権自体に権利の契約不適合があるときは、561条ないし565条の規定による。

第570条（抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求）

買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

【趣旨】

売買の目的である不動産に契約内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存在していた場合において、買主が費用を支出して抵当権等を消滅させた場合に、買主から売主へその費用の償還を認めたものである。

【ポイント】

- 一 要件
下記要件をいずれも満たすことを要する。
 - 1 売買の目的である不動産に契約内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が設定されていること
 - 2 買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したこと
例えば、買主が抵当権の被担保債権を第三者弁済や抵当権消滅請求をするなどして当該抵当権を消滅させた場合
- 二 効果
買主は売主に対して支出した費用の償還を請求することができる。

第571条 削除

第572条（担保責任を負わない旨の特約）《司法H18-1、28-22、予備H28-11》

売主は、第562条第1項本文又は第565条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

【趣旨】

担保責任に関する規定は強行規定ではないから、当事者の特約によって法定の責任を排除・軽減・加重をすることができる。しかし、売主が責任を負担しない旨の特約は信義に反する場合があるので、一定の場合には責任排除の特約を無効とするものである。

《過去問チェック》 376

【2023年対策短答過去問パーフェクト憲法・民法・刑法 重要問題一覧】

辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦先生御監修
辰巳法律研究所教材グループ作成

■ 憲 法

これは、『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト1 憲法』（辰巳法律研究所、2022）に掲載されている全388問から、132問の重要問題を選定したものです。選定した方針は、以下のとおりです。

- ① 問題数を3分の1程度に圧縮し、これを修得できれば短答式試験憲法で7割以上取れるようになることを目指しました。
- ② 『憲法判例百選』に掲載されている判例などの重要な知識を網羅することを重視しました。
- ③ 判例を素材とする問題に関しては、論文式試験における出題可能性も考慮しました。
- ④ 重複している知識に関する問題は、なるべく直近の過去問を選定しました。

『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト1 憲法』（辰巳法律研究所、2022）問題番号

【第1編 総論】

7 11 19 24 31 32 36 43

【第2編 基本的人権】

46 47 49 52 56 58 63 66 67 71 73 75
78 84 85 92 93 94 95 97 98 101 106
113 114 115 120 121 127 129 134 138
142 143 145 146 148 150 151 153 154
156 157 158 160 161 163 164 165 168
169 172 175 176 177 183 185 189 192
195 199 201 202 203 206 208 212 215
217 218 227 228 234 235 238 240 246

【第3編 統治機構】

256 257 260 261 262 266 273 274 277
278 279 283 287 290 295 297 304 306
308 313 314 315 316 320 322 323 324
326 331 336 340 342 343 352 354 355
360 363 369 373 376 379 380 381 383
384 386

合計132問

以上

■ 民法

これは、『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト3民法①』及び『4同②』（辰巳法律研究所、2022）に掲載されている全651問から、216問の重要問題を選定したものです。選定した方針は、以下のとおりです。

- ① 問題数を3分の1程度に圧縮し、これを修得できれば短答式試験民法で7割以上は取れるようになることを目指しました。
- ② 『民法判例百選』に掲載されている判例などの重要な知識が網羅されているかを重視しました。
- ③ 重複している知識に関しては、なるべく直近の過去問を選定しました。
- ④ 単純知識問題ではなく事例問題となっている選択肢の問題を重視しました。
- ⑤ 債権関係改正が施行された令和2年以降の問題から多く選定しました。

1 『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト3 民法①』（辰巳法律研究所、2022）問題番号

【第1編 総則】

4 9 14 17 19 22 25 27 28 31 32 41 42
43 45 49 50 52 54 57 59 61 70 75 81
84 86 89 92 94 97 98 101 102

【第2編 物権】

108 111 121 123 124 128 133 135 136
137 138 144 147 149 153 157 158 159
161 164 165 170 171 173 179 180 183
185

【第3編 担保物権】

190 192 201 202 208 209 212 216 219
220 224 230 232 236 238 239 241 242
248 250 254 256 258 260 261

合計87問

2 『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト4 民法②』（辰巳法律研究所、2022）問題番号

【第4編 債権総論】

264 266 267 272 274 276 278 280 281
283 289 291 292 293 299 301 303 307
308 309 317 320 321 322 328 329 331
332 333 336 341 343 350 351 354 358
359 365 366 367

【第5編 契約総論】

374 378 382 386 391 392 393 394

【第6編 契約各論】

397 400 404 407 410 412 421 422 423
426 427 428 432 436 440 441 444 446
448 455 457 462 465 468 469 473 478
479 480

【第7編 事務管理・不当利得・不法行為】

484 487 489 490 491 492 495 498 502
503 507 510 511 514

【第8編 親族】

517 520 526 529 532 538 540 549 551
556 558 562 567 568 571

【第9編 相続】

573 575 577 581 585 587 591 592 595
598 604 605 606 609 610 613 616

【第10編 総合問題】

619 622 630 635 648 650
合計129問

以上

■ 刑 法

これは、『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト7刑法』（辰巳法律研究所、2022）に掲載されている全376問から、139問の重要問題を選定したものです。選定した方針は、以下のとおりです。

- ① 問題数を3分の1程度に圧縮し、これを修得できれば短答式試験刑法で7割以上取れるようになることを目指しました。
- ② 『刑法判例百選』に掲載されている判例などの重要な知識を網羅することを重視しました。
- ③ 論理・学説問題に関しては、論文式試験における出題可能性も考慮しました。
- ④ 重複している知識に関する問題は、なるべく直近の過去問を選定しました。

『2023年（令和5年対策）司法試験&予備試験 短答過去問パーフェクト7 刑法』（辰巳法律研究所、2022）問題番号

【第1編 刑法の基礎原理】

5

【第2編 犯罪】

8 9 10 13 16 22 26 27 30 34 35 36 39
40 43 45 49 53 54 56 57 62 67 72 73
75 77 81 87 89 90 99 105 106 108 111
114 115 116 117 120 121 123 125 128
131 133 134 136 137 138 139 141 145
146 148 150 153 155 158 160 162 168
171 172 173

【第3編 刑罰】

181 184

【第4編 個人法益に対する罪】

192 195 197 198 199 200 201 204 208
213 219 220 226 227 229 230 232 236
239 240 244 245 246 248 249 251 252
253 255 258 260 263 266 268 270 272
274 276 279 281 282 289

【第5編 社会法益に対する罪】

301 302 305 309 311 312 316 320 321
322 323 324 328 329 333 334

【第6編 国家法益に対する罪】

337 338 339 343 350 351 360 361 363
364

【第7編 総合問題】

368 372
合計139問

以上

【2023司法試験スタンダード短答オープン（第1クール）民法1 第4問】

民法	時効の援用権者
第4問	

【第4問】（配点：2）

時効の援用権者に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.4】）

ア. A所有の甲土地にB所有の乙建物があり、Cが乙建物をBから賃借している場合において、Bの敷地所有権の取得時効が完成したときは、Cは、Bのための敷地所有権の取得時効を援用することができない。

イ. AのBに対する債権を担保するため、Bの所有する甲建物に抵当権が設定された後、甲建物をBから譲り受けたCは、その被担保債権の消滅時効を援用することができない。

ウ. AがBに対する甲債権を担保するために、B所有の乙不動産について売買予約をし、その旨の所有権移転請求権保全仮登記を経由した。その後、CがBから乙不動産の所有権を譲り受け、その旨の登記を経由した。Aの予約完結権に消滅時効が完成した場合、Cは、その消滅時効を援用することができる。

エ. Aの債権者Bが、AC間の契約を詐害行為として取り消す場合において、BのAに対する債権の消滅時効が完成したときであっても、Cは、Bの債権について、その消滅時効を援用することができない。

オ. AのBに対する債務のために、A所有の甲土地に抵当権が設定され、次いでAのCに対する債務のために、甲土地に第2順位の抵当権が設定された場合において、BのAに対する債権の消滅時効が完成したときであっても、Cは、Bの債権について、その消滅時効を援用することはできない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

民法	時効の援用権者	日付	/	/	/	問題整理番号	正答率
第4問		チェック欄				1-12-(1)	%
〈出題ポイント〉		条文知識：1	判例知識：5	学説理解：1	事務処理：1	論理その他：1	
〈関連過去問〉		司法4-5、28-5、23-6					
正解		【No.4】3					

【肢別解答率 (%)】

	1	2	3	4	5
肢別解答率 (%)	18	2	72	6	2

(全体正答率 72%)

ア正しい。最判昭44. 7. 15により、本記述は正しい。

判例は、建物賃借人が、建物賃貸人による敷地所有権の取得時効を援用することができるかについて、「本件係争土地の所有権を時効取得すべき者またはその承継人から、右土地上に同人らが所有する本件建物を賃借しているにすぎない…上告人らは、…右土地の所有権の取得時効を援用することはできない」としている。

判例の結論に賛成する学説は、その理由として、当該賃借人は土地そのものについての利害関係人ではないから、時効により直接利益を受ける者に該当しないということを挙げている。

よって、建物賃借人Cは、建物賃貸人Bによる敷地所有権の取得時効を援用することができない。

イ誤り。最判昭48. 12. 14、民法145条かつこ書。判例は、抵当不動産の第三取得者が被担保債権の消滅時効の援用権を有するかが争われた事案において、「民法145条の規定により消滅時効を援用しうる者は、権利の消滅により直接利益を受ける者に限定されると解すべきであるところ」、**抵当不動産の第三取得者は、「抵当債権の消滅により直接利益を受ける者にあたる」としている。**

その理由として、判例は、「**抵当権が設定され、かつその登記の存する不動産の譲渡を受けた第三者は、当該抵当権の被担保債権が消滅すれば抵当権の消滅を主張しうる関係にある**」ということを挙げている。

また、抵当不動産の第三取得者は、民法145条かつこ書の「第三取得者」と考えられている。

よって、本記述では、**抵当権の設定を受けた甲建物をBから譲り受けた第三取得者Cは、その被担保債権の消滅時効を援用することができる。**

したがって、本記述は誤っている。

ウ正しい。最判平4. 3. 19、民法145条かつこ書により、本記述は正しい。

本記述のCは、売買予約に基づく所有権移転請求権保全の仮登記のされた不動産の第三取得者である。売買予約仮登記のある不動産の第三取得者が予約完結権の消滅時効を援用することができるかについて、判例は、**売買予約に基づく所有権移転請求権保全仮登記の經由された不動産につき所有権を取得してその旨の所有権移転登記を經由した者は、予約完結権の消滅によって直接利益を受ける者に当たり、その消滅時効を援用することができる**としている。

その理由として、判例は、本件のような第三取得者は、「予約完結権が行使されると、いわゆる仮登記の順位保全効により、仮登記に基づく所有権移転の本登記手続きにつき承諾義務を負い、結局は所有権移転登記を抹消される関係にあり…、その反面、予約完結権が消滅すれば所有権を全うすることができる地位にある」ということを挙げている。

また、義務又は法的負担の付された権利の第三取得者は、民法145条かっこ書により、消滅時効を援用できる「当事者」に当たるとされている。

よって、本記述において、CはAの予約完結権の消滅時効を援用することができる。

工誤り。最判平10. 6. 22、民法145条かっこ書。判例は、詐害行為の受益者が取消債権者の債権の消滅時効を援用することができるかにつき、「**詐害行為の受益者は…詐害行為取消権を行使する…債権者の債権の消滅によって直接利益を受ける者に当たり、右債権について消滅時効を援用することができるものと解する**」としている。その理由として、判例は、「詐害行為の受益者は、詐害行為取消権行使の直接の相手方とされている上、これが行使されると債権者との間で詐害行為が取り消され、同行為によって得ていた利益を失う関係にあり、その反面、詐害行為取消権を行使する債権者の債権が消滅すれば右の利益喪失を免れることができる地位にある」ということを挙げており、現行法では、「権利の消滅について正当な利益を有する者」（民法145条かっこ書）に当たると解されている。

よって、詐害行為の受益者Cは、時効を援用することができる。

したがって、本記述は誤っている。

オ正しい。最判平11. 10. 21（百選I42事件）により、本記述は正しい。

判例は、後順位抵当権者が先順位抵当権者の被担保債権の消滅時効を援用することができるかにつき、「民法145条所定の当事者として消滅時効を援用し得る者は、権利の消滅により直接利益を受ける者に限定される」とした上で、「**後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅により直接利益を受ける者に該当するものではなく、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができない**」としている。

その理由として、判例は、「後順位抵当権者は、目的不動産の価格から先順位抵当権によって担保される債権額を控除した価額についてのみ優先して弁済を受ける地位を有するものである。もっとも、先順位抵当権の被担保債権が消滅すると、後順位抵当権者の抵当権の順位が上昇し、これによって被担保債権に対する配当額が増加することがあり得るが、この配当額の増加に対する期待は、**抵当権の順位の上昇によってもたらされる反射的な利益にすぎない**」ということを挙げている。

よって、後順位抵当権者Cは、時効を援用することができない。

以上により、誤っている記述はイとエであり、したがって、正解は肢3となる。

■ワンポイントレッスン

本問に関連して、消滅時効の援用権者について表にまとめたので、参考にして欲しい。

援用が認められる者	援用が認められない者
<ul style="list-style-type: none">・保証人(大判大4. 7. 13、民法145条かつこ書)・連帯保証人(大判昭7. 6. 21、民法145条かつこ書)・物上保証人(最判昭42. 10. 27、民法145条かつこ書)・抵当不動産の第三取得者(最判昭48. 12. 14、民法145条かつこ書)・詐害行為の受益者(最判平10. 6. 22、民法145条かつこ書)・売買予約の仮登記された不動産の抵当権者(最判平2. 6. 5)、第三取得者(最判平4. 3. 19、民法145条かつこ書)・譲渡担保権者から目的不動産を譲り受けた第三者(最判平11. 2. 26、民法145条かつこ書)	<ul style="list-style-type: none">・一般債権者・後順位抵当権者 (最判平11. 10. 21、百選 I 42事件)

※ ただし、債務者が無資力の場合には、債権者代位権（民法423条）に基づいて債務者の時効援用権を代位行使できる（最判昭43. 9. 26）。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)